

平成23年第4回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成23年12月13日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成23年12月19日	13時30分	議長	後藤信八	
及び宣告	閉会	平成23年12月19日	14時11分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	8番	大山勝代	出
	2番	久保山義明	出	9番	片山一儀	出
	3番	牧藺綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
	7番	鳥飼勝美	出			
会議録署名議員	11番	林博文	12番	松石信男		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	健康福祉課長	眞島敏明		
	教育長	大串和人	こども課長	毛利俊治		
	総務課長	小野龍雄	農林環境課参事	内山十郎		
	企画政策課長	岩坂唯宜	まちづくり推進課長	大久保敏幸		
	財政課長	安永靖文	会計管理者	平野勉		
	税務住民課長	重松俊彦	教育学習課長	内山敏行		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

日程第1		総務文教常任委員長報告（付託議案第55、56、58、61、62号議案）
日程第2		厚生産業常任委員長報告（付託議案第57、59、62、63、64号議案）
日程第3	討論・採決	第55号議案～第64号議案
日程第4	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 討論・採決
日程第5	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 討論・採決
日程第6	意見書案第13号	A P E CでのT P P交渉参加表明に抗議する意見書、 採決
日程第7	意見書案第14号	原子力発電所の警備に関する意見書、採決
日程第8	意見書案第15号	サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書、採決
日程第9	意見書案第16号	環太平洋経済連携（T P P）協定交渉参加に向けた協議 に関する意見書、採決
日程第10	意見書案第17号	放射線による被害対策の早期実施を求める意見書、採決
日程第11	所管事務等の調査について	 (総務文教・厚生産業各常任委員会、議会運営委員会)
日程第12	議員派遣の件	

～午後 1 時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 ～ 2 総務文教委員長報告・厚生産業常任委員長報告

○議長（後藤信八君）

日程第 1．総務文教常任委員長報告、日程第 2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

まず、初めに総務文教常任委員長の審査報告を求めます。鳥飼総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行わせていただきます。

付託されました

第55号議案 基山町副町長定数条例の制定について

第56号議案 基山町副町長定数条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第58号議案 基山町税条例の一部改正について

第61号議案 町有財産の無償譲渡について

第62号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第 4 号）中付託分  
（歳入全般及び歳出 2 款、7 款、9 款、10 款、14 款）

本委員会は、12月14日付付託された上記の議案を審査の結果、第55、56、58、61、62号議案は原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、第55、61、62号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

記

第55号議案 基山町副町長定数条例の制定について

条例制定の目的をただしたところ、制定しないと地方自治法に抵触するので、置かない特例条例制定前の状態に戻すものであるとの説明を受けました。

第61号議案 町有財産の無償譲渡について

高島団地内にある町有地がほかにあるのかただしたところ、グラウンドや汚水処理用地等

があるとの説明を受けた。グラウンド等について第11区地縁団体から無償譲渡の申し出があ  
っているのかただしたところ、グラウンド等の無償譲渡の申し出はあっていないとの説明を  
受けた。

第62号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第4号）中付託分  
（歳入全般及び歳出2款、7款、9款、10款、14款）

歳 出

（2款1項1目3節）

管理職手当106千円の内容についてただしたところ、今までも係長が議会に出席するなど  
行ってきた。平成24年3月末をもって定年となる現課長を参事とすることで新課長へのアド  
バイスを行っていくとの説明を受けた。

（2款1項1目7節）

臨時雇賃金824千円の内容についてただしたところ、現在基山町の障害者雇用者は1名で、  
その雇用率は0.61%となっている。国の基準の2.1%に達していないので、不足する2名分  
の臨時雇用賃金であるとの説明を受けた。

（10款4項3目7節）

作業員賃金334千円に関連して基肄城跡水門石垣保存修理事業の一般説明会についてただ  
したところ、12月10日に水門の現地説明会を実施した。水門石垣の保存修理事業は平成26年  
度まで行うが、途中で報告会等を行ってほしいという意見もあり、調整がつけば実施を考え  
たいとの説明を受けた。

また、基肄城との関連史跡がある太宰府市や大野城市などとの連携を図って基肄城跡PR  
のイベント等を推進するよう要望した。

以上で総務文教常任委員会の審査報告を終わらせていただきます。

○議長（後藤信八君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。品川厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（品川義則君）（登壇）

皆さんこんにちは。厚生産業常任委員会の審査の報告を行います。

第57号議案 基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

第59号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正について

第62号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第4号）中付託分

(歳出2款1項5目、3款、4款、6款、8款、13款(付託を受けた歳出に関する歳入の確認を含む))

第63号議案 平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

第64号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算(第4号)

本委員会は、12月14日付付託されました上記の議案を審査の結果、第57、59、62、63、64号議案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第59、62、63号議案に対する審査の経過は以下のとおりであります。

#### 記

第59号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正について

条例第2条の基山町に住所を有しとの条文に関し、基準とするものについてただしたところ、原則住民票があり、実際に居住をしていることであるが、DV被害の居住も特例としてあるとの説明を受けました。また、現物給付ができる県外所在の保険医療機関についてただしたところ、福岡市立こども病院・感染症センター、久留米大学病院、聖マリア病院、佐世保市立総合病院であるとの説明を受けました。委員会としては、医療費助成について対象となる子供の保護者への周知徹底と制度内容の理解を得るよう要望いたしました。

第62号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算(第4号) 中付託分

(歳出2款1項5目、3款、4款、6款、8款、13款(付託を受けた歳出に関する歳入の確認を含む))

#### 歳 出

(3款2項1目1節)

保育所運営委員会委員報酬に関連して、24年4月に改正される保育料によって基山保育園、たんぼぼ保育園への来年度の予算はどれぐらい増額になるのかとただしたところ、約6,000千円の増額になるとの説明を受けました。委員会としては、保育料の滞納が年間約7,300千円もあるということですので、公平性を保つように要望をいたしました。

(3款2項1目20節)

子ども手当改正に伴い、町長は子ども手当の全部または一部を、学校給食費、保育料等の支払いに充てる旨を受給資格者が申し出た場合には、当該費用を徴収できることになった。その制度改正について町の対応をただしたところ、子ども手当は通常口座払いで行っている

が、保育料等の滞納者に対しては窓口での現金払いで支払い、未納分を納めてもらっている。10月支払い分では500千円ほど徴収しているとの説明を受けました。

(8款2項2目13節)

不動産鑑定業務委託料507千円についてただしたところ、町道本桜・城の上線の新設に伴う用地購入のための不動産鑑定業務委託料である。今後の計画は、平成24年度から用地購入、仮設道路、神の浦ため池埋め立て、新設道路建設で約5年間の計画との説明を受けました。

第63号議案 平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳出

(2款1項1目19節)

一般被保険者療養給付費負担金102,263千円についてただしたところ、23年度4月から10月までの実績に基づく推計であるとの説明を受けました。財政調整基金積立金を33,000千円更正しているのは、医療費の伸びが想定よりも1年前倒しになっているのではないかとただしたところ、25年度から保険料見直しを行う予定にしていたが、見直しの時期や税率についても再検討することになるとの説明を受けました。委員会としては、税率の見直しに加え、法定外繰り入れも視野に入れて検討するよう要望をいたしました。

以上で当委員会の報告を終わります。

○議長(後藤信八君)

以上で各常任委員長の審査報告はすべて終了いたしました。

### 日程第3 討論・採決

○議長(後藤信八君)

日程第3. 討論・採決を行います。

第55号議案 基山町副町長定数条例の制定についてに対する討論を行います。片山議員。

○9番(片山一儀君)(登壇)

第55号議案 基山町副町長定数条例の制定について、賛成する立場で討論をいたします。

提案理由を読めば当然の結論でありまして、委員長の報告のとおりであります。副町長を置かないために定数をゼロにしたこと自体に誤りがあったのではないかというのは同僚議員の発言にもあったとおりであります。本議案は賛成すべきだと考えております。

しかしながら、町長の発言によりますと、副町長を復活するためという発言がありました。副町長を置かないと決心されて数年しかたっていない。副町長を復活されますと、町長は

先見、洞察力に欠ける、信念がないというそしりを免れないでしょう。屋上屋を重ねる組織は無駄なものではないでしょうか。某議員の副町長を置かないデメリットはという回答に、思考が狭く浅くなったという危惧があるというような発言をされましたですね。町長の思考の広狭、あるいは深浅と副町長の有無との相関性は薄いのではないかと。もし相関性が深いとするならば、部下の存在にトップが左右されるというおかしな現象になる。それ自体が町長としての資質に欠けると言われるでしょう。副町長の定数を設定されること自体は異論のないところでありますが、事後の処置は深慮遠謀されることを望み、賛成討論を終わります。

以上であります。

**○議長（後藤信八君）**

ほかに討論される方おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後藤信八君）**

ないようですので、第55号議案について討論を終わります。

第55号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（後藤信八君）**

全員起立と認めます。よって、第55号議案 基山町副町長定数条例の制定については、総務文教常任委員長報告どおり可決されました。

次に、第56号議案 基山町副町長定数条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後藤信八君）**

ないようですので、討論を終わります。

第56号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（後藤信八君）**

全員起立と認めます。よって、第56号議案 基山町副町長定数条例の制定に伴う関係条例

の整備に関する条例の制定については、総務文教常任委員長報告どおり可決されました。

第57号議案 基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第57号議案の採決をします。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第57号議案 基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、厚生産業常任委員長の報告どおり可決されました。

第58号議案 基山町税条例等の一部改正についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第58号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、第58号議案 基山町税条例等の一部改正については、総務文教常任委員長報告どおり可決されました。

第59号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第59号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第59号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正については、厚生産業常任委員長の報告どおり可決されました。

第60号議案 基山町教育委員会教育委員の任命についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第60号議案を採決します。

ここでお諮りします。採決の方法は投票によって決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって行うことに決しました。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名でございます。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に林博文議員と松石信男議員を指名します。

ここで投票上の注意をいたします。

同意票は○、不同意票は×、白票は否とみなします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤信八君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤信八君）

異状なしと認めます。

1 番議員より順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（後藤信八君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。開票立会人は立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（後藤信八君）

投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票12票

無効投票0票

有効投票中

同意票 12票

不同意票0票

よって、第60号議案は原案に同意することに決しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤信八君）

次に、第61号議案 町有財産の無償譲渡についてに対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第61号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第61号議案 町有財産の無償譲渡については、総務文教常任委員長の報告どおり可決されました。

次に、第62号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。片山議員。

○9番（片山一儀君）（登壇）

平成23年度基山町一般会計補正予算（第4号）に反対する立場で討論いたします。

一般会計補正予算のすべてに反対するわけではありませんが、平成23年度基山町一般会計補正予算、事項別明細書、歳出、2款1項1目3節及び同じ趣旨の管理職手当の補正予算調製に反対をいたします。

もう1点は、8款2項2目13節についても反対をいたします。理由はこれから言います。

反対の理由は、まず管理職手当に関する反対の理由は、昨日の一般質問で行ったとおり、また、傍聴者に聞いていただいたとおりであります。このような人事は常識ある方は驚愕してあきれられるでしょう。補正予算調製に関し、町長の訂正がない限り、平成23年度基山町一般会計補正予算（第4号）は可決すべきではないと判断いたします。もし議会で賛成をされるとすれば、議会はその判断能力とチェック機能に対する議会の信頼をなくすことになるかと思うんです。かつ賛成議員はその資質をまた町民に問われるでしょう。賛否の結果は議会だよりで町民に知らされますし、私はできる限りの手段で主権者の方に伝えるつもりであります。

8款2項2目13節につきましては、反対の理由は、本議案については、私は十分に住民説明がなされていないと理解しているからであります。白坂・久保田線のことでは町長は住民説明が不十分なことを口では反省されました。「あつものに懲りてなますを吹く」という言葉がありますが、町長は体験にももらわれず、あるいは住民を無視されているのか、どちら

かだろうと私は考え、（「この議案に関係ないでしょうが」と呼ぶ者あり）反対をいたします。

予算は部分否定はなかなか難しいんです。（「この議案と関係ない」と呼ぶ者あり）62号議案に全部項目言っているじゃないですか。（発言する者あり）62号議案について言っているわけです。

#### ○議長（後藤信八君）

討論中ですので、静粛にお願いします。

ただいま反対討論がありました。賛成討論はございませんか。重松議員。

#### ○6番（重松一徳君）（登壇）

私は賛成討論をします。

全員協議会でも議論しましたし、そして議会の中でも議論しました。なぜ今回のこの管理職手当をつけたのかというの議論したわけですね。当然これは町長が熟慮を重ねて、勇退される課長とも話をされて、今回、決められた内容でもあります。この人事権、大変難しい問題があります。当然私もおかしいところもおかしいというふうに思います。しかし、今後基山町政を担っていく課長、係長、そして職員がどのようにして基山町をよくするのかと議論される中で一定出された結論でもあります。私は一つはそこを尊重しなければならないというのがあります。

それから、参事職をつけるときには、私は本来、参事職はつけるべきなんだと、置くべきなんだという議論もしてきました。確かに過程の中では参事職は退職されればいつかはなくなりますよという議論もあったわけですね。しかし、私は一般質問でも言いましたけれども、そのときの状況、状況、そして政治情勢、経済情勢、基山町を取り巻く町政の状況、いろんなところを見直す中で、当然見直しはあると思うんですね。まさしく今回、参事職を5名置くというのはやっぱり見直しだろうと思います。この見直しをすることは大変勇気がいることでもあるんですね。そこに私は、今回、町長がされた部分については、やっぱりこれは一定程度認めるべきだというふうに思っています。

今、片山氏が反対も言われました。私も本当はおかしい面もあると思うんですね。参事職の置き方、課長の置き方、それは今から先も議論しなければならない部分もあります。しかし、今回の場合については、やっぱり私はそこは町長の決断としては、そして課長の提案されたという部分の気持ち的には、私はやっていくべきだというふうに思っています。もしこ

れ片山氏、反対されるんだったら、補正に対しての修正を、この減額する部分の、あれも私は委員会として出してもらいたかったと。委員会の中でどういう議論がされているのかは、先ほどの委員長報告には何一つ載っていないんですね。私はここをやっぱり出すべきなんだと。片山氏が言われるように、議会の中で討論、当然ありますね。じゃ、委員会の中でどういう討論をされたのか。これ当然総務文教常任委員会の中で集約されたんだろうと思いますけれども、それには入っていないんですね。意見が分かれる部分をぜひとも私は出してほしかったというのがあります。

それから、先ほど8款の部分で言われました。これですね、ちょっと済みません。不動産鑑定業務委託料、これは議会の中でも論議してきたんですね。そして、これについては進めていこうというふうな中身なんですね。いろんな意見が出ました。そして、これは委員会もかけて当然審議もしてきたわけですけれども、これを進めるためには、当然これはこの不動産鑑定業務委託料が出るんですね。今後の進め方によってはいろんな意見もあると思いますけれども、これを私は反対される理由が全くわからないというのがあります。

今回の一般会計補正予算については、ぜひとも私は皆様の賛同の意見をお願いしたいというふうに思って、賛成討論を終わります。

#### ○議長（後藤信八君）

ほかに討論される方はありませんか。討論に対する討論は認めません。ほかにありませんか。（「だから討論じゃないんですか」と呼ぶ者あり）討論に対する討論は認めません。討論は1回です。（「賛成討論したり、反対討論したり」と呼ぶ者あり）賛成討論して、反対（「それに対して反対討論をするんです」と呼ぶ者あり）認めません。（「議長、傍聴席からの発言に対して注意をお願いいたします」と呼ぶ者あり）傍聴席の方は議場に対する発言はしないようにお願いします。そのほか討論される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第62号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、第62号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第4号）は、総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長の報告どおり可決されました。

次に、第63号議案 平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第63号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第63号議案 平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、厚生産業常任委員長の報告どおり可決されました。

第64号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第64号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第64号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）は、厚生産業常任委員長の報告どおり可決されました。

日程第4 諮問第1号

○議長（後藤信八君）

日程第4. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、本案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

諮問第1号については、意見なしと決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号は意見なしと決しました。

#### 日程第5 諮問第2号

○議長（後藤信八君）

日程第5．諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、本案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

諮問第2号については、意見なしと決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

異議なしと認めます。よって、諮問第2号は意見なしと決しました。

#### 日程第6 意見書案第13号

○議長（後藤信八君）

日程第6．意見書案第13号 A P E Cでの T P P 交渉参加表明に抗議する意見書を議題とします。

これより採決を行います。意見書案第13号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、意見書案第13号は採択と決しました。

#### 日程第7 意見書案第14号

○議長（後藤信八君）

日程第7．意見書案第14号 原子力発電所の警備に関する意見書を議題とします。

これより採決を行います。意見書案第14号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、意見書案第14号は採択と決しました。

#### 日程第8 意見書案第15号

○議長（後藤信八君）

日程第8. 意見書案第15号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書を議題とします。

これより採決を行います。意見書案第15号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、意見書案第15号は採択と決しました。

#### 日程第9 意見書案第16号

○議長（後藤信八君）

日程第9. 意見書案第16号 環太平洋経済連携（T P P）協定交渉参加に向けた協議に関する意見書を議題とします。

これより採決を行います。意見書案第16号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、意見書案第16号は採択と決しました。

#### 日程第10 意見書案第17号

○議長（後藤信八君）

日程第10. 意見書案第17号 放射線による被害対策の早期実施を求める意見書を議題とします。

これより採決を行います。意見書案第17号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、意見書案第17号は採択と決しました。

#### 日程第11 所管事務等の調査について

○議長（後藤信八君）

日程第11. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件について、総務文教、厚生産業常任委員長及び議会運営委員長より提出された別紙所管事務調査記載事項どおり、会議規則第72条の規定により、本件を承認と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

#### 日程第12 議員派遣の件

○議長（後藤信八君）

日程第12. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しております議員派遣計画表のとおり派遣するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上をもちまして、平成23年第4回基山町町議会定例会を閉会します。

～午後2時11分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 後藤 信 八

基山町議会議員 林 博 文

基山町議会議員 松 石 信 男